

# (1) 商店街にぎわい回復支援事業補助金 (商店街イベント事業補助金)

## 【事業概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により中止していたイベントの再開など、商店街が行う集客力や販売力強化のために取り組むソフト事業に係る経費の一部を補助します。

※商店街イベント事業補助金(旧：活力アップ支援事業補助金)の経過措置対象事業を実施される際は、担当者へご連絡ください。

## 【支援内容】

- 補助金額 30万円限度(予算の範囲内)  
※複数の商店街で連携して事業に取り組む場合は、代表する商店街に補助金を交付し「連携する商店街の数×30万円」を補助金限度額に上乗せします。  
例) A商店街(代表商店街)とB商店街(連携商店街)が連携して事業を実施する場合  
補助金限度額：30万円+(連携商店街数×30万円)=60万円
- 補助率 補助対象経費の1/2以下  
(国との連携支援の場合は、補助率を減率)

### 【補助対象経費】

賞品・記念品費、旅費、イベント費(会場設営費、装飾費等)、広告宣伝費(広告物等の印刷・製作費等)、事務費(印刷消耗品費、感染症対策に必要な消耗品など)、委託料、借損料(会場借上料)、備品(机、イスなど)の購入費 など

※申請状況に応じて追加募集を行う際は別途お知らせします。

## 【補助の対象となる事業例】

- ①集客力、販売力の強化を図る事業(売り出し、各種イベントなどの共同販売促進事業)
- ②地域の交流、賑わいの場を提供する事業(祭りなどの各種イベント)
- ③商店街の広報事業(冊子、マップ、ホームページ作成など)
- ④効果的な集客方法の調査・分析事業(消費者、来街者へのアンケート調査など)
- ⑤その他、商店街のにぎわいの創出、活性化、魅力向上を図るための事業

## 【募集時期】

- ①令和4年4月1日(金)から令和4年4月28日(木)まで→審査会5月下旬
  - ②令和4年6月1日(水)から令和4年6月30日(木)まで→審査会7月下旬
- ※①②各回合わせて申請は1回のみ。その後、申請状況に応じて追加募集の可能性あり。

## 【募集方法】

公募により受付

※審査会を経て対象商店街を決定。事業内容に関するヒアリングの上、審査を実施。

既存事業での申請については、希望する商店街のみ審査会を実施。

希望されない場合は書類審査を行います。

※審査会で採択された事業は、事業終了後、報告会(1月末or3月末)において事業の報告をしていただきます。

※複数の商店街で連携して事業に取り組む場合は、代表する商店街が申請して下さい。

これまでに実施したことがある  
イベント等にもご活用いただけます!

【活用手順】 ※事業終了の時期により、手順が変更になることがありますので、ご了承下さい。

